

京都市告示第 127 号

道路法第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成20年5月28日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
淀駅南側道線	伏見区淀池上町172番地の11地先から 同町19番地の3地先まで	告示の日

(建設局土木管理部道路明示課)